

鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年4月1日制定）第3条に規定する経済変動事象であり、別表第1又は別表第2の第1欄に定める経済変動事象を対象とした融資（以下「対象融資」という。）を受けた者の対象融資に係る利子負担の軽減を図ることにより、経済変動事象により影響を受けた者の資金繰り環境の円滑化を図ることを目的に交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 対象融資を別表第1又は別表第2の第2欄に掲げる期間に申し込んだ鳥取市内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 別表第1に定める対象融資にあつては、次に掲げる市税等を滞納していない者であること。
 - ア 市税
 - イ 国民健康保険料
 - ウ 後期高齢者医療保険料
 - エ 介護保険料
 - オ 保育所保育料
 - カ 下水道使用料
 - キ 下水道受益者負担金
- (3) 別表第2に定める対象融資にあつては、対象融資の申込書の写し等によって前年同期比で売上高等が15%以上減少したことが確認できること。

(補助対象期間)

第4条 本補助金の交付の対象となる期間は、別表第1又は別表第2の第3欄に掲げる期間で、最初の約定償還日の属する月から起算して36月以内とする。

(補助金の算定等)

第5条 別表第1に係る本補助金は、1月1日から6月30日まで(以下「上期」という。)及び7月1日から12月31日まで(以下「下期」という。)の各期に補助対象者が支払った対象融資の新規借入金に対する利子(借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を乗じて得た額をいう。)に相当する額(融資利率を年1.43パーセントとした場合の利子に相当する額を上限とする。)に別表第1の第4欄の補助率を乗じて得た額(1円未満の端数は、これを切り捨てる。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象者が償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としないものとする。

2 別表第2に係る本補助金は、上期及び下期の各期に補助対象者が支払った対象融資の借入金に対する利子に相当する額(融資利率を年0.7パーセントとした場合の利子に相当する額を上限とする。)に別表第2の第4欄の補助率を乗じて得た額(1円未満の端数は、これを切り捨てる。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象者が償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としないものとする。

(補助申請等)

第6条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付申請及び請求を併合して行うこととし、本補助金の交付申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。

2 前項の手続は、上期又は下期の各期分について、それぞれの当該各期の終了後速やかに行わなければならない。

3 様式第1号に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 利子払込証明書(様式第2号)
- (2) 市税等納付状況確認同意書(様式第3号)(別表第1に定める対象融資に限る。)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(着手届を要しない場合)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は、これを要しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月14日から施行し、令和2年1月6日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年2月14日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年10月25日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

1 経済変動事象	2 資金取扱期間	3 補助対象期間等	4 補助率
令和3年度燃油価格の高騰	令和3年10月25日から令和4年3月31日まで	令和3年10月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2 / 3
令和4年度燃油及び原材料価格高騰・円安	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	令和4年4月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2 / 3
令和5年度エネルギー・原材料価格の高騰	令和5年4月1日から令和5年6月30日まで	令和5年4月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2 / 3

別表第2（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

1 経済変動事象	2 補助対象となる資金の取扱期間	3 補助対象期間等	4 補助率
令和元年度国際経済変動（新型コロナウイルス感染症の影響に係るものに限る。）	令和2年2月14日から令和2年3月31日まで	令和2年2月以降	10 / 10

様式第1号（第6条関係）

鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

鳥取市長 様

(申請者)

〒 -

住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

電話番号 - -

鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金の交付を受けたいので、下記のとおり、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。また、交付決定後は、交付決定額の支払を請求します。

記

1. 補助事業等の名称 鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金

2. 補助金の交付申請額 円

3. 添付書類

(1) 利子払込証明書(様式第2号)

(2) 市税等納付状況確認同意書(別表1に定める対象融資に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

4. 振込先

補助金が交付決定された場合は、下記の振込先口座へ振り込んでください。

フリガナ					口座 種別	普通・当座					
口座名義人 (※申請者名義)											
金融機関名	銀行 金庫		本店 支店		口座 番号						
	組合 農協		出張所								

市役所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	令和 年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	----------	-------	---

(金融機関)

住 所

氏 名

印

利子払込証明書

鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金に伴う償還状況について、下記のとおり証明します。

記

地域経済変動対策資金 (経済変動事象：●●●●●) 借入対象者	住 所 氏 名
融資金額	円
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
利子を支払った期間	年 月 日から 年 月 日まで
期間中の利子払込合計額	円 (遅延利息及び損害金は除く)

算定期間中償還内訳表

(単位：円、%)

返済日	残高	返済額 (元利合計額)	うち利息	うち遅延利息	約定 利率	備考

※電算処理等による様式でも可

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名

印

（自署の場合は押印不要）

生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。